

五監公告第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年12月25日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

消防本部・消防署

3. 監査の期間

平成27年10月29日～平成27年11月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 土地の賃貸借契約について 消防施設用地（消防器具置場等）の借用において、契約当事者の変更（土地の所有者が亡くなっている場合等）を生じている事例が見受けられる。法令、規則等による適正な事務処理に努められたい。	契約当事者が変更となっている消防施設用地につきましては、直ちに再契約いたしました。今後は、遅滞なく契約事務に取り組んでまいります。
② 行政財産使用許可について 許可書に記載された使用料納入期限を過ぎた収入の受け入れが散見される。条例、規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	納入期限が過ぎた使用料の受け入れにつきましては、関係者に対して許可書に記載された納入期限を遵守するよう指導いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。